

第 56 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につ	670	620	600
	第二種電柱	き1年	1,000	950	920
	第三種電柱		1,400	1,300	1,200
	第一種電話柱		600	550	540
	第二種電話柱		960	880	860
	第三種電話柱		1,300	1,200	1,200
	その他の柱類		60	55	54
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メ	6	6	5
	地下に設ける電線その他の線類	ートルにつ つき1年	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	590	540	530
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルにつ つき1年	360	330	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につ き1年	1,200	1,100	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		510	460	450
	広告塔	表示面積 1平方メ	2,200	830	550

			メートルにつき1年			
	その他のもの		占有面積 1平方メートルにつき1年	1, 200	1, 100	1, 100
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	25	23	23
第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			36	33	32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			54	50	48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72	66	64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	99	97
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140	130	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250	230	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360	330	320
	外径が1メートル以上のもの			720	660	640
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの 長さ1メートルにつき1年	4	3	3
				12	11	11
		道路の構造又は交通の状況を表	1本につき1年	960	880	860

		示する標示柱その他の柱類					
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	600	550	540
			地下に設けるもの		360	330	320
		その他のもの			1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積	1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
				Aに0.006を乗じて得た額			
				Aに0.007を乗じて得た額			
			上空に設ける通路		1,100	420	270
			地下に設ける通路		660	250	160
		その他のもの		1,200	1,100	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	22	8	5
		その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	220	83	55
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積 1平方メートルにつき1月	220	83	55
		その他のもの		表示面積 1平方メートルにつき1月	2,200	830	550

			つき1年			
	標識		1本につき1年	960	880	860
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	8	5
		その他のもの	1本につき1月	220	83	55
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22	8	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	830	550
		その他のもの		1,100	420	270
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積	1,200	1,100	1,100
	令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額		
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1年	220	83	55
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	120	110	110
	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路上に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		
		地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		

) に設けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
第9号に掲げる施設	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条	建築物		Aに0.022を乗じて得た額		
第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条	第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条	トンネルの上又は高速自動車国道		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
第13号に掲げる施設	若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの				
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条	第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路を占用する場合の占用料の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。